

○静岡市大浜公園条例

令和5年7月11日

条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、駿河湾に面し、プールを備えた市民の憩い、レクリエーション及び健康づくりの場として、市が設置する次の都市公園（以下「公園」という。）の管理に関し、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

名称	位置
大浜公園	静岡市駿河区西島1380

(令7条例9・一部改正)

(事業)

第2条 公園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の憩い、レクリエーション及び健康づくりに関すること。
- (2) 公園の利用の促進に資するイベント等の開催に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(行為の禁止)

第3条 公園内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項若しくは第2項による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。

- (1) 公園の施設若しくは公園内の土地を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 鳥獣その他の動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (3) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (4) 土地の形状を変更すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) はり紙若しくは広告物を掲げ、又は宣伝すること。
- (7) 指定した場所以外の場所へ自動車等を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (8) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障がある行為をすること。

(令7条例9・追加)

(行為の制限)

第4条 公園内において次に掲げる行為をしようとする者は、申請書を提出して、第9条第1項の規定による指定を受けて公園の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。

- (1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行をすること。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を利用すること。

2 前項の規定による許可を受けた事項を変更しようとするときは、申請書を提出して、指定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、やむを得ないと認められる場合に限り、同項又は前項の許可をすることができる。

4 指定管理者は、第1項又は第2項の許可に際し、公園の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

（令7条例9・追加）

（利用の制限）

第5条 指定管理者は、公園の損壊その他の理由により、利用が危険であると認められる場合又は公園を損傷するおそれがあると認められる場合には、公園を保全し、又は利用者の危険を防止するため、公園の利用に関し制限を設け、又は必要な措置を講ずることができる。

（令7条例9・追加）

（プールの供用期間等）

第6条 公園のプール（以下「プール」という。）の供用期間は、6月1日から9月30日までの期間であつて、指定管理者が市長の承認を得て毎年度定める期間とする。

2 プールの開場時間は、午前9時30分から午後6時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、第1項の供用期間又は前項の開場時間を変更することができる。

（令7条例9・追加）

（プールの入場の制限）

第7条 指定管理者は、プールの入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、プールへ

の入場を拒否し、又は退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 他の入場者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (3) プールの管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めるとき。

(令7条例9・追加)

(利用料金)

第8条 第4条第1項及び第2項の規定による行為の許可を受けた者並びにプールを利用しようとする者は、次条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

(令7条例9・追加)

(指定管理者による管理)

第9条 公園の管理（第15条に規定する公園施設の設置又は管理の許可等に関するものを除く。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

- 2 市長は、指定管理者に第4条本文の規定による許可行為及びプールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(令7条例9・旧第3条繰下・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(令7条例9・旧第4条繰下)

(指定管理者の指定の基準)

第11条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指

定するものとする。

- (1) 事業計画が公園の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が公園の効率的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(令7条例9・旧第5条繰下)

(指定管理者の指定等の公告)

第12条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(令7条例9・旧第6条繰下)

(指定管理者の業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 第4条第1項及び第2項の許可に関すること。
- (3) 公園の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(令7条例9・旧第7条繰下・一部改正)

(指定管理者の原状回復の義務)

第14条 指定管理者は、その指定に係る業務の管理の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(令7条例9・追加)

(公園施設の設置又は管理の許可等)

第15条 公園における公園施設の設置若しくは管理の許可又は占用及びこれらに係る使用料については、静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231条。以下「都市公園条例」という。）第3章第3節から第5節までの定めるところによる。

(令7条例9・追加)

(利用権の譲渡等の禁止等)

第16条 公園における利用権の譲渡等の禁止、権利の承継、報告の徴収及び立入検査、工

作物等の保管等の手続、利用の許可の取消し等、原状回復の義務、利用等に関する工事等の届出並びに損害賠償の義務については、都市公園条例第4章の定めるところによる。

- 2 前項の場合において、都市公園条例第23条の5中「第6条第1項」とあるのは「静岡市大浜公園条例第4条第1項又は第2項」とする。

(令7条例9・追加)

(監督処分)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可(指定管理者が第4条第1項又は第2項の規定により行う許可を含む。)を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由又は公益上やむを得ない必要が生じた場合

(令7条例9・追加)

(管理上必要な事項)

第18条 この条例に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、都市公園条例の定めるところによる。

(令7条例9・旧第8条繰下・一部改正)

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令7条例9・追加)

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条第1項又は第2項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第17条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

(令 7 条例 9 ・ 追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 2 年 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第 5 項の規定は公布の日から、附則第 3 項及び附則第 4 項の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令 7 条例 9 ・ 一部改正)

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公園の管理に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。この場合において、公園の管理について民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された民間事業者を指定管理者として指定するときは、第 10 条及び第 11 条の規定は適用しない。

(令 7 条例 9 ・ 一部改正)

- 3 前項前段の規定により公園の指定管理者の指定を受けたものは、施行日前においても、第 4 条、第 6 条第 3 項、第 8 条、第 9 条第 2 項から第 5 項までの規定の例により、行為の許可の手續並びに供用期間並びに開場時間の変更並びに利用料金の設定及び徴収に関し必要な行為を行うことができる。

(令 7 条例 9 ・ 全改)

- 4 この条例の規定に基づく公園における公園施設の設置若しくは管理の許可又は占有に係る手續及びこれらに伴う使用料の徴収については、施行日前においてもこれを行うことができる。

(令 7 条例 9 ・ 追加)

(静岡市都市公園条例の一部改正)

- 5 静岡市都市公園条例（平成 15 年静岡市条例第 231 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(令 7 条例 9 ・ 旧第 4 項繰下)

附 則（令和 7 年 3 月 6 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）

(令 7 条例 9 ・ 追加)

行為をする場合の利用料金の限度額

区分		単位	金額
第4条第1項第1号に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき	88円
	面積により難いもの	1回1日につき	1,100円
第4条第1項第2号に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき	88円
	面積により難いもの	1回1日につき	1,100円
第4条第1項第3号に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき	44円
	面積により難いもの	1回1日につき	1,650円
第4条第1項第4号に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき	33円
	面積により難いもの	1回1日につき	1,650円

別表第2（第9条関係）

（令7条例9・追加）

プールの利用料金の限度額

利用区分			単位	金額
市内に居住する者	一般		1日につき	800円
	小学生・中学生			400円
	幼児			100円
	定期利用	一般	1年度につき	8,000円
		小学生・中学生		4,000円
	回数券（5回券）	一般	1枚	3,200円
		小学生・中学生		1,600円
上記以外の者	一般		1日につき	1,000円
	小学生・中学生			500円
	幼児			100円
	定期利用	一般	1年度につき	10,000円
		小学生・中学生		5,000円

	回数券（5回券）	一般	1枚	4,000円
		小学生・中学生		2,000円

備考

- 1 「幼児」とは、3歳以上で小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 2 「小学生・中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 「一般」とは、幼児及び小学生・中学生以外の者をいう。ただし、3歳未満の者を除く。